

第2 審査の結果及び意見

1 審査結果

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って行われており、収入支出事務及び財産の管理等に係る事務の一部に改善を要する事項が見受けられたが、概ね適正に処理されているものと認められた。

2 審査意見

(1) 決算の概況

ア 一般会計

令和元年度決算額は、歳入決算額1兆1,346億2,394万9千円に対し、歳出決算額1兆1,034億2,924万8千円で、歳入歳出差引額は311億9,470万1千円となった。この歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源244億2,122万9千円を差し引いた実質収支は67億7,347万2千円の黒字となった。

決算収支額

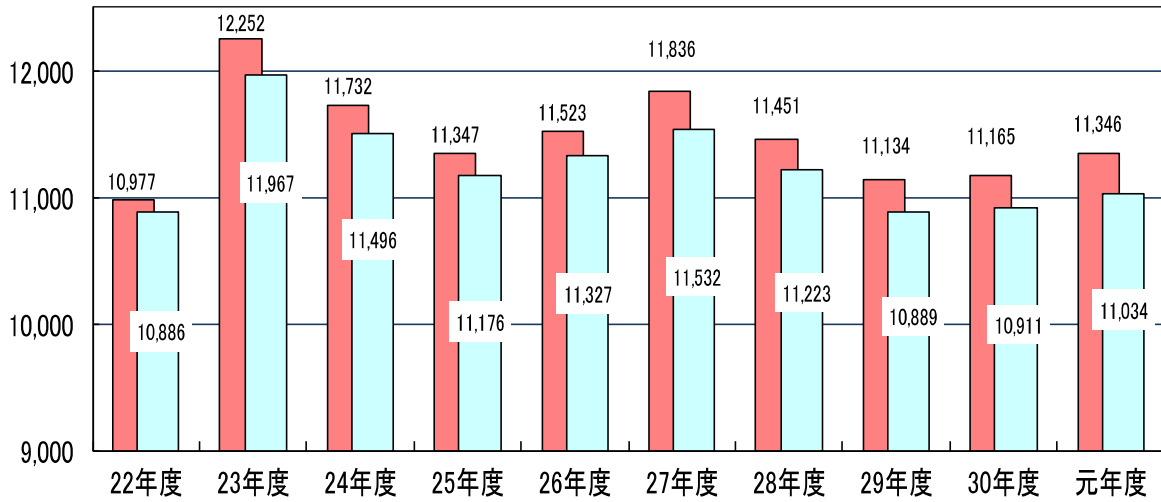
(単位 千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減 (B-A)
歳入総額 (ア)	1,183,559,757	1,145,061,456	1,113,376,481	1,116,507,053	1,134,623,949	18,116,896
歳出総額 (イ)	1,153,217,686	1,122,326,047	1,088,931,843	1,091,140,513	1,103,429,248	12,288,735
歳入歳出差引額 (ウ)=(ア-イ)	30,342,071	22,735,409	24,444,638	25,366,540	31,194,701	5,828,161
翌年度へ繰り越すべき財源						
繰越明許費繰越額	21,993,963	11,980,186	16,677,391	15,843,269	22,967,864	7,124,595
事故繰越し繰越額	704,496	3,854,436	1,213,834	2,593,386	1,453,365	△ 1,140,021
計 (エ)	22,698,459	15,834,622	17,891,225	18,436,655	24,421,229	5,984,574
実質収支額 (オ)=(ウ-エ)	7,643,612	6,900,787	6,553,413	6,929,885	6,773,472	△ 156,413

億円

一般会計歳入歳出決算額の推移

■ 歳入決算額
□ 歳出決算額



歳入決算額は、前年度に比べて 181 億 1,689 万 6 千円(1.6%)増加した。これは国庫支出金が社会資本整備総合交付金の増などにより 86 億 1,568 万 4 千円、その他自主財源のうち繰入金が国民体育大会・障害者スポーツ大会開催基金繰入金の増などにより 80 億 5,419 万 5 千円、地方交付税が特別交付税の増などにより 59 億 5,632 万円それぞれ増加し、県税が法人事業税の減などにより 46 億 437 万 2 千円減少したことなどによるものである。

一般会計歳入構成

(単位 億円)

30年度	県税	地方消費税清算金	諸収入	その他自主財源	地方交付税	国庫支出金	その他依存財源	県債
	3,830	1,047	775	646	1,867	1,284	1,191	525
	自主財源 6,298 (56.4%)				依存財源 4,867 (43.6%)			
	決算額 1兆1,165億円							
元年度	3,784	1,012	755	789	1,927	1,370	1,171	538
	自主財源 6,340 (55.9%)				依存財源 5,006 (44.1%)			
	決算額 1兆1,346億円							

※ その他自主財源には、繰越金、繰入金等が含まれる。
 その他依存財源には、地方譲与税、地方特例交付金等が含まれる。

不納欠損額は、5億9,669万5千円であり、前年度に比べて8,994万8千円減少した。不納欠損額の主なものは、個人県民税等の県税5億6,835万3千円である。

収入未済額は、56億2,584万4千円であり、前年度に比べて2億1,173万7千円減少した。収入未済額の主なものは、個人県民税や自動車税等の県税43億2,665万5千円である。

不納欠損額及び収入未済額の比較増減

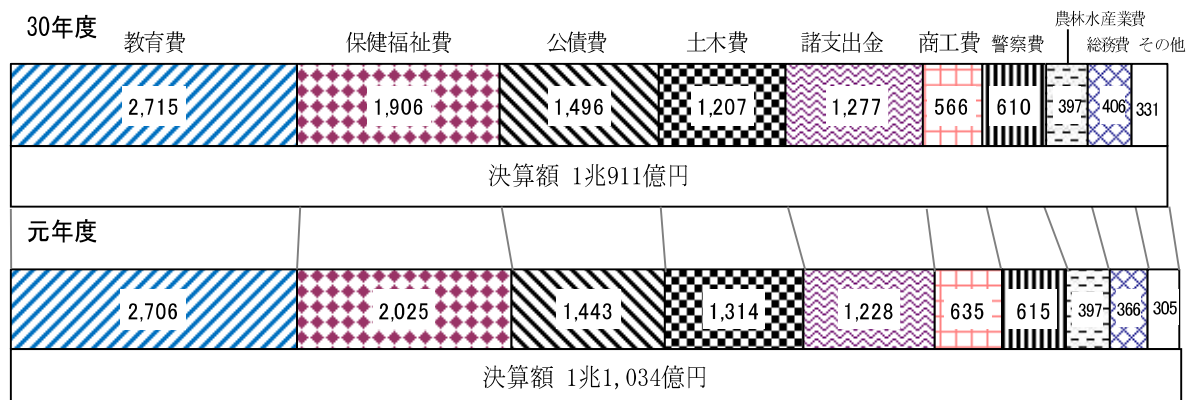
(単位 千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減(B-A)
不納欠損額	1,222,955	1,093,049	939,999	686,643	596,695	△ 89,948
収入未済額	8,961,861	7,463,374	6,373,797	5,837,581	5,625,844	△ 211,737

歳出決算額は、前年度に比べて122億8,873万5千円(1.1%)増加した。これは保健福祉費が施設型給付費負担金の増などにより118億3,312万3千円、土木費が道路橋梁改築費や治水直轄事業負担金の増などにより106億2,128万8千円それぞれ増加し、公債費が償還金の減などにより52億7,100万円減少したことなどによるものである。

一般会計歳出構成

(単位 億円)



※ その他には、企画開発費、生活環境費、災害復旧費、労働費等が含まれる。

イ 特別会計

令和元年度決算額は、歳入決算額6,008億2,339万2千円に対し、歳出決算額5,794億5,186万7千円で、歳入歳出差引額は213億7,152万5千円となった。この歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源4億1,692万8千円を差し引いた実質収支は209億5,459万7千円の黒字となった。

前年度に比べて、歳入決算額は 84 億 6,446 万 6 千円(1.4%)の減、歳出決算額は 64 億 3,390 万 5 千円(1.1%)の減となった。増減の大きい会計を挙げると、公債管理特別会計において、当年度に償還期限を迎える県債の借換が少なかったことから、前年度に比べて歳入歳出とも 360 億 9,732 万円減少した。また、都市計画事業土地区画整理事業特別会計において、前年度に比べて借換債が増加したことにより、歳入で県債の増などにより 259 億 7,869 万 8 千円増加し、歳出で償還金の増などにより 281 億 6,374 万 9 千円増加した。

不納欠損額は、1,348 万 9 千円であり、前年度に比べて 527 万 5 千円増加した。不納欠損額の主なものは、林業・木材産業改善資金特別会計の林業・木材産業改善資金貸付金 1,220 万 6 千円である。

収入未済額は、47 億 4,677 万 2 千円であり、前年度に比べて 9,295 万 7 千円減少した。収入未済額の主なものは、中小企業事業資金特別会計の高度化資金貸付金等の 42 億 2,940 万 8 千円や農業改良資金特別会計の農業改良資金貸付金 1 億 1,862 万円である。

決算収支額

(単位 千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減 (B-A)
歳入総額(ア)	348,328,825	262,758,385	277,905,039	609,287,858	600,823,392	△ 8,464,466
歳出総額(イ)	334,456,879	245,514,498	269,306,451	585,885,772	579,451,867	△ 6,433,905
歳入歳出差引額(ウ)=(ア-イ)	13,871,946	17,243,887	8,598,588	23,402,086	21,371,525	△ 2,030,561
翌年度へ繰り越すべき財源						
繰越明許費繰越額	1,829,842	6,907,888	764,056	1,338,558	416,928	△ 921,630
繰越し繰越額	50	0	0	0	0	0
計(エ)	1,829,892	6,907,888	764,056	1,338,558	416,928	△ 921,630
実質収支額(オ)=(ウ-エ)	12,042,054	10,335,999	7,834,532	22,063,528	20,954,597	△ 1,108,931

不納欠損額及び収入未済額の比較増減

(単位 千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減 (B-A)
不納欠損額	5,828	23,127	373	8,214	13,489	5,275
収入未済額	4,687,020	4,421,139	4,484,514	4,839,729	4,746,772	△ 92,957

ウ 県 債

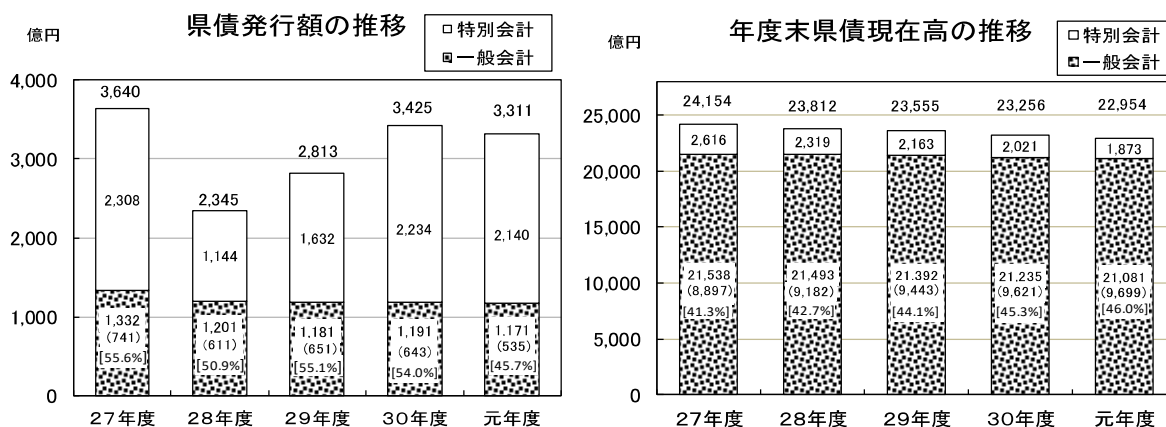
令和元年度の県債の発行額は、一般会計では 1,170 億 7,039 万 3 千円で、前年度に比べて 20 億 4,926 万円(1.7%)減少した。これは土木債が公共事業等債などの増

により 71 億 3,970 万円，災害復旧債が現年直轄災害復旧債の増などにより 23 億 6,630 万円それぞれ増加したものの，地方交付税の不足を補填するための臨時財政対策債が 112 億 7,300 万円減少したことなどによるものである。なお，特例的県債(※)の発行額は 535 億 2,390 万円で，一般会計の県債発行額に占める割合は 45.7%である。

※ 特例的県債： 地方財政の収支不足等を補うために制度的に発行せざるを得ない県債(臨時財政対策債，減収補填債(赤字債分)，減税補填債等)

また，特別会計の県債発行額は 2,139 億 9,699 万 9 千円で，前年度に比べて 94 億 730 万 1 千円(4.2%)減少した。これは都市計画事業土地区画整理事業特別会計で 238 億 1,300 万円増加したものの，公債管理特別会計で 399 億 3,760 万円減少したことなどによるものである。

令和元年度末現在の県債現在高は，一般会計と特別会計を合わせて 2 兆 2,953 億 5,387 万 4 千円で，前年度に比べ 302 億 426 万 5 千円(1.3%)減少した。このうち，臨時財政対策債や減収補填債等の特例的県債の令和元年度末現在高は 9,699 億 2,161 万 1 千円であり，一般会計の県債現在高に占める割合は 46.0%で，前年度に比べて 0.7 ポイント上昇している。



※ 一般会計の()内は特例的県債の額を内数で記載し，[]内は一般会計に占める特例的県債の割合を記載した。

エ 主な財政指標

一般会計と特別会計を合わせた普通会計(※)の令和元年度決算見込額は，歳入総額が前年度に比べて 124 億 44 百万円増の 1 兆 751 億 86 百万円に対し，歳出総額が前年度に比べて 67 億 78 百万円増の 1 兆 420 億 53 百万円で，歳入歳出差引額は 331 億 33 百万円となっている。

この歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源 260 億 60 百万円を差し引いた実質収支は 70 億 73 百万円の黒字となった。

普通会計決算見込額

(単位 百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(A)	令和元年度(B)	増減 (B-A)
歳入総額(ア)	1,140,553	1,087,054	1,055,683	1,062,742	1,075,186	12,444
歳出総額(イ)	1,107,283	1,062,035	1,029,035	1,035,275	1,042,053	6,778
歳入歳出差引額(ウ)=(ア-イ)	33,270	25,019	26,648	27,467	33,133	5,666
翌年度へ繰り越すべき財源(エ)	24,006	18,334	19,628	20,554	26,060	5,506
実質収支額(オ)=(ウ-エ)	9,264	6,685	7,020	6,913	7,073	160

※ 普通会計： 財政状況の把握や分析等に用いられる財政統計上の会計であり、一般会計と特別会計の合計から、次の4項目を差し引いて純計したもの。

借換債等、一般会計・特別会計間の重複分、地方公営事業会計関連等、
地方消費税清算金(他県分)

主な財政指標は次のとおりである。

財政力指数は0.65525で、前年度と比べて0.00707ポイント上昇(改善)している。

経常収支比率は96.6%で、前年度と比べて2.7ポイント上昇(悪化)している。これは、臨時財政対策債等が減少し、施設型給付費負担金等の増により経常経費充当一般財源が増加したことによるものである。

実質公債費比率は9.6%で、前年度と比べて0.2ポイント低下(改善)している。

主な財政指標の推移

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政力指数	茨城県	0.63309	0.63726	0.64490	0.64818	0.65525
	全国平均	0.49146	0.50540	0.51602	0.51754	0.52183
	本県の順位	8	9	10	9	8
経常収支比率	茨城県(%)	92.7	94.3	93.5	93.9	96.6
	全国平均(%)	94.1	95.4	95.2	93.0	
	本県の順位	34	36	37	30	
実質公債費比率	茨城県(%)	12.1	11.0	10.2	9.8	9.6
	全国平均(%)	12.7	11.9	11.4	10.9	
	本県の順位	32	38	38	36	

※ 令和元年度は速報値である。

※ 全国平均について、財政力指数及び経常収支比率は単純平均、実質公債費比率は加重平均としている。

※ 順位は、財政力指数は大きい方からの全国順位で、経常収支比率及び実質公債費比率は好ましくない方からの順位である。

<参考>

◎財政力指数： 財政運営の自主性の大きさを示す指標で、標準的な行政需要に基準率で算定した地方税でどれだけ対応できるかを表している。1に近いほど財源に余裕があるものとされ、1を超える団体は地方交付税の不交付団体となる。

$$\text{○財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3年間の平均値}$$

【分子】基準財政収入額：各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、次により算定した額

$$\boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

【分母】基準財政需要額：各地方公共団体の財政需要を合理的に測定するため、次により算定した額

$$\boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

- ・単位費用：地方公共団体が標準的な行政を行う場合に必要額を、測定一単位当たりで示したもの
- ・測定単位：地方公共団体の人口、道路延長、河川延長等
- ・補正係数：寒冷降雪などの自然的・社会的条件の違いを反映させるための係数

◎経常収支比率： 財源構造の弾力性を示す指標で、この数値が高いほど、人件費や公債費などの経常的に支出される経費（経常的経費）に圧迫され、新規事業や臨時の財政需要に充てる財源が少ないことを示している。

$$\text{○経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費等）}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補填債（特例分）} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

◎実質公債費比率： 標準財政規模に占める公債費元利償還金及びそれに準ずるもの（公営企業債の償還財源に充当された繰入金等）の割合。18%以上になると、地方債の発行は許可を要することとなる。

$$\text{○実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

- A：元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：元利償還金に準ずるもの
（公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金等）
- C：元利償還金等に充てられた特定財源
- D：普通交付税の算定において元利償還金（元利償還金に準ずるものを含む）として基準財政需要額に算入された公債費
- E：標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）

オ プライマリーバランス

令和元年度一般会計の歳入歳出決算におけるプライマリーバランス(※)は581億円の黒字となり、前年度に比べて26億円増加した。

これは、国庫支出金や繰入金等の歳入が増加したことによるものである。

プライマリーバランスの推移

(単位 億円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
プライマリーバランス	412	459	508	555	581

※ プライマリーバランス： 公債費を除く歳出が、県債・基金繰入金等を除いた歳入で賄えているかどうかを示す財政収支のこと。

$$\text{算式} \quad \{ (\text{県債を除いた歳入：10,175億円}) - (\text{一般財源基金繰入・繰替運用等の歳入：0円}) \} - (\text{元利償還金を除いた歳出：9,594億円}) = 581 \text{億円}$$

(2) 意 見

ア 健全な財政構造の確立について

歳入については、国庫支出金や繰入金等の増加により総額は増加しているものの、世界経済の減速による企業収益の減少により法人事業税等の県税収入が大きく落ち込んでいることから、今後の財源確保が懸念される。

一方、歳出については、限りある財源を有効に活用するため、あらゆる施策の「選択と集中」の徹底を図り、効果的効率的な事業展開に努めるとともに、定型業務の効率化・省力化や経費の節減合理化などの歳出改革に積極的に取り組んでおり、一定の成果が認められる。

本県の財政は、財政力指数や実質公債費比率が改善しつつあり、さらにプライマリーバランスも6年連続黒字となっているものの、今後も、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の義務的な経費の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により県税収入の落ち込みや歳出の増加が予想されるなど、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなることが見込まれる。

このような財政状況において、茨城県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現し、本県を大きく飛躍させていくためには、4つのチャレンジを一体的に推進する必要があることから、スクラップ・アンド・ビルド及び選択と集中を的確に実施し、限られた財源を効果的に活用するとともに、産業振興などによる税源の涵養や県税徴収率の向上、県有財産の売却や貸付、国に対する地方財政制度の改革の要請など、あらゆる歳入確保対策に総力を挙げて取り組み、将来にわたって持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

なお、一般会計における令和元年度末県債現在高は2兆1,080億33百万円で、前年度に比べて154億13百万円減少した。これは公共投資に充てるための県債の新規発行額については公共事業の縮減・重点化に努め発行を大きく抑制してきたことから、残高は平成18年度をピークに減少に転じており、その取り組みの成果が表れてきている。しかしながら、県債現在高のうち、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債等の特例的県債の現在高は年々増加し、令和元年度末現在高は9,699億22百万円であり県債現在高の46.0%を占めている。これらの特例的県債は、その元利償還金のほとんどが地方交付税の基準財政需要額に算入することとされているものの、将来の世代に負担を残さないためにも、引き続き県債の新規発行を抑制し、県債残高の縮減に努め、プライマリーバランスにおける黒字が継続するよう財政健全化の推進に努められたい。

イ 内部統制の推進について

地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)に基づき、令和 2 年度から都道府県等に内部統制の実施が義務付けられたところである。

令和 2 年 3 月に策定した内部統制の組織的な取組の方向性を示す「茨城県内部統制基本方針」に基づき、職員一人ひとりが、常に「県民本位」の責務を自覚し、仕事の生産性を高めるとともに、適切に業務を遂行するための体制整備が重要である。

業務遂行上の不正や重大なミスを引き起こさせないため、リスクの把握・評価・対応、モニタリングを実施しながら、真に実効性のある内部統制の推進に努められたい。

ウ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて 2 億 12 百万円減少し、56 億 26 百万円となった。

収入未済額の主なものは、県税であるが、9 年連続で減少し前年度に比べて 2 億 88 百万円減の 43 億 27 百万円となった。徴収率についても 9 年連続で上昇しており、税目ごとの特性に応じたさまざまな徴収対策の努力が成果として表れたものといえる。

そのうち、個人県民税については、賦課徴収を行う市町村の徴税力強化支援や原則すべての事業主を個人住民税の特別徴収義務者に指定する取り組みなどによって、前年度に比べて 3 億 8 百万円減少し、ピークであった平成 22 年度の 103 億 47 百万円に比べると 71 億 54 百万円減の 31 億 93 百万円となっている。しかし、それでもなお県税の収入未済額全体の 73.8%を占めている現状にあることから、引き続き関係機関との連携を強化した上で市町村への積極的な支援に努められたい。

また、自動車税については、納税機会の拡充を図るとともに、納期内納付の促進などさまざまな滞納対策を効果的かつ効率的に取り組んだ結果、前年度に比べて 74 百万円減少し 4 億 74 百万円となった。しかし、県の賦課徴収分における収入未済額の 41.8%を占めていることから、滞納者の実態に応じた滞納整理の強化に努められたい。

今後とも、税負担の公平性と歳入確保の観点から、令和元年 10 月に導入したスマートフォンによる決済システムの利用の周知を図るなど、他の税目も含め納期内納付の推進や、滞納整理を通じて税の公平・公正性の確保を図ることにより、県

税収入の確保に努められたい。

県税以外の収入未済額については、一般会計で 12 億 99 百万円であり、前年度に比べて 76 百万円増加した。主なものは県営住宅使用料や奨学資金貸付金等である。特別会計は 47 億 47 百万円であり、前年度に比べて 93 百万円減少した。主なものは中小企業事業資金の高度化資金貸付金や農業改良資金の農業改良資金貸付金等である。これら収入未済額については、担当課は未収債権対策チームと十分に協議を行った上で、時効の更新の措置や、連帯保証人への督促など債権管理を徹底するとともに、弁護士や債権回収会社の一層の活用を図り、債権回収に努められたい。

不納欠損額については、一般会計で前年度に比べて 90 百万円減少し、5 億 97 百万円となった。主なものは県税の 5 億 68 百万円である。また、特別会計では前年度に比べて 527 万 5 千円増加し、1,348 万 9 千円となった。やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図った上で、漫然と時効を迎えることのないよう負担の公平・公正性の確保に努められたい。

エ 保有土地の管理・処分について

分譲を目的とした土地については、売却が進んだことから、令和元年度末で工業用地等として 474ha、住宅・業務用地等として、つくばエクスプレス沿線で 94ha、阿見吉原地区で 13ha、桜の郷地区で 3ha となり、前年度に比べ全体で 49ha 減少している。引き続き企業立地補助金や税制上の特例措置等の立地促進策を活用しながら、本県的高速道路網、重要港湾及び茨城空港等広域交通アクセスの立地優位性を積極的に PR するなどにより工業用地等の処分推進に努められたい。

その他の土地については、旧畜産試験場敷地や旧リハビリテーションセンター敷地など未利用地 50ha のほか、職員住宅の用途廃止等に伴い新たに未利用地となることが見込まれる用地があるが、今後とも土地の有効活用や売却処分を推進し、適切な管理に努められたい。

オ 出資団体改革の推進について

出資団体については、経営評価の実施や改革工程表の進行管理による指導監督を行ったことにより概ね経営の健全化が進んできており、確実に改善が図られているところである。しかしながら、さらなる経営改善が必要となっている団体があることや、その他の団体についても、法令遵守の徹底や経営の健全化を図る必要があることから、適切な指導監督に努められたい。

カ 事務事業の執行について

事務事業の執行については、定期監査等を実施した結果、著しく適正を欠いた指摘事項に該当する事例が認められ、改善措置を講ずるよう求めたところである。

なお、主な指摘事項を挙げると、

- ・防災・危機管理部において、修繕に関する必要な事務手続を怠り、支払手続が遅延したこと
- ・保健福祉部において、国庫補助金の受入れ手続を遺漏し、県の歳入に多額の不足を生じさせたこと
- ・農林水産部において、収入未済債権の適切な管理を怠り、時効により債権を消滅させたこと

などである。

このほか、基本的な財務会計上の事務処理の誤りも見受けられた。令和 2 年度から内部統制制度が導入されたところであり、担当課はもとより、幹事課や会計管理部門などを含めたチェック機能の強化を図るとともに、職員一人ひとりが業務改善の意識を持ち、法令等に従った適正かつ正確な事務事業の執行に努められたい。

一方で、事務事業の成果として顕著なものを挙げると、

- ・全国トップレベルの補助制度等の活用により研究施設・本社機能の本県への移転 6 件を認定するとともに、工場立地面積及び県外企業立地件数が引き続き全国第 1 位となっていること
- ・小児医療、周産期医療等の政策医療を確保するという観点から、特に早急な対応が必要な医療機関・診療科における必要医師数 16 名について、残り 3.5 名まで確保できたことや、新たに小児科医師の不足が懸念された県北地区の拠点病院において 3 名の医師を確保できたこと
- ・職員の定型業務の効率化・省力化に向けて R P A (※) を導入し、職員の業務従事時間を大幅に削減するなど I C T を活用した業務改革に取り組んでいること

※RPA：ロボティック・プロセス・オートメーション

人が手作業で行っている定型的で反復的な処理を自動化する仕組み。RPA ツールを使うことで、人がパソコン上で処理してきた単純業務を、人の代わりに実行するソフトウェア型ロボットが作成できる。

などが評価されるものである。

今後も、茨城県総合計画の基本理念に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、市町村、民間企業及び関係団体等との連携により積極的な事業展開を図るとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においた事業の執行に努められたい。